



高齢者福祉

在宅福祉サービス(主なもの)

問合せ 高齢者福祉課 ☎086-803-1230
各福祉事務所(→P42~49参照)
各地域包括支援センター(→P74参照)ほか

◆日常生活用具の給付

高齢者が快適な生活をおくれるよう、便利な生活用品を給付します。購入前に福祉事務所へ申請してください。生計中心者の所得状況に応じて自己負担あり。

対象/給付品目

- ▶1人暮らしの人など/電磁調理器、電子レンジ
- ▶寝たきり以外の人/老人用手押車、つえ

◆はり・きゅう・マッサージ施術費助成

はり・きゅう・マッサージ施術券を発行し、費用の一部を助成します(年間18枚。1枚につき1,200円助成)。

対象 市民税非課税世帯で、68歳~69歳のひとり暮らしの人または70歳以上の人

◆家族介護者慰労金の支給

市民税非課税世帯で1年間介護保険サービスを利用していない要介護3以上の介護を要する65歳以上の高齢者を在宅で年度内通算6月以上介護している人に対して、家族介護者慰労金を支給します。

◆家族介護教室

高齢者を在宅で介護している家族や近隣の人に、在宅介護支援センターなどで、介護方法・介護サービスなどに関する情報、介護者自身の健康づくりなどの知識や技術を提供します。

◆すこやか住宅リフォーム助成制度

問合せ 福祉援護課 ☎086-803-1216
各福祉事務所・各支所(→P42~49参照)

高齢者や障害者が自宅で暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造する場合に、費用の一部を助成します。

対象

- ▶60歳以上で身体機能の低下や、障害などのために日常生活に介助を要する人(65歳以上は要介護・要支援の認定を受けている人)
- ▶64歳以下で身体障害者手帳の障害の程度が2級以上の視覚または肢体に障害のある人で日常生活に介助を要する人

◆給食・配食サービス

食事の準備や調理をすることが困難であり、かつ、援護が受けられない65歳以上の虚弱な高齢者世帯の人などに昼食をお届けし、安否確認を行います。

利用料は、1日1食360円(建部は410円)。

問い合わせ	実施地区 (令和5年4月現在)
ひまわり給食サービス 問合せ 市社会福祉協議会 ☎086-225-4051	石井・芥子山・福島の3小学校区
問合せ 建部町在宅福祉サービスセンター ☎086-722-4500	建部中学校区
まごころ給食サービス 問合せ 高齢者福祉課 ☎086-803-1230	上記地区以外の小・中学校区

よくある質問

Q 後期高齢者医療の保険証をなくしてしまったのですが、再発行のときに必要なものは何ですか?

A 次のものをお持ちになって、各区役所市民保険年金課・支所・地域センター・福祉事務所までお越しください。

●本人確認の書類

- ・1つ確認すれば可のもの
パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、特別永住者証明書、介護保険被保険者証、年金証書、マイナンバーカード、住基カードなど官公庁発行の証明書
- ・2つ確認すれば可のもの

病院の診察券、クレジットカード、キャッシュカード、シルバーカードなど氏名が確認できるもの

※代理申請の場合、代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

※成年後見人などによる申請の場合、後見人などであることが確認できるものをお持ちください。

※本人および同じ住民票の同居の家族の場合は、すぐに手渡しができます。

※代理申請の場合は、被保険者および代理人の本人確認書類または委任状(被保険者と代理人の押印必須)があればすぐに手渡しができます。窓口で手渡しできない場合は、郵便での交付になります。

※窓口にお越しいただけない場合は郵送での申請もできますので、医療助成課(☎086-803-1217)までご連絡ください。

よくある質問

Q 要介護認定の申請をしたいが、本人が窓口に行けない場合はどうしたらよいですか?

A 要介護認定の申請を、利用者家族が行なうことができます。郵送で申請することも可能です。また、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設が申請を代行することもできます。

老人ホーム

施設	問い合わせ
特別養護老人ホーム	常時介護を必要とする人の施設 各施設
グループホーム	認知症の高齢者が、少人数の家庭的な雰囲気の中で、援助を受けながら生活する施設 各施設
有料老人ホーム	住宅型や介護付きなどのいろいろな特色を持った施設 各施設
ケアハウス	高齢などのため居宅での生活に不安のある人の施設 各施設
生活支援ハウス	高齢などのため居宅での生活に不安のある人の施設 高齢者福祉課 ☎086-803-1231
平井サンホーム	身の回りのことは自分でできるが、住居に困る人の施設 平井サンホーム ☎086-276-2870
養護老人ホーム	経済的理由、住宅事情などの理由により、家庭で生活できない人の施設 各福祉事務所 (→P42～49参照)

※どのタイプの施設を選んだらよいかお困りの人は、各地域包括支援センター(→P74参照)へご相談ください。

生きがいつくり

問合せ 高齢者福祉課 ☎086-803-1230

◆敬老事業

100歳を迎えた人に記念品を贈呈します。

◆老人クラブ

対象は60歳以上の人で、教養活動、レクリエーション活動、健康づくり活動、社会奉仕活動などを行っています。

◆シルバーカード

65歳以上の人全員にお届けします。岡山城、天守閣、半田山植物園などの入場料が無料になります。

緊急連絡先などを記入し、もしもの時に備えて財布などに携帯し、ご活用ください。希望者には再交付します。

◆生涯かつやく支援センター

問合せ ☎086-225-4080

地域包括ケア推進課 ☎086-803-1256

シニアの人が生涯を通じて活躍できるように、一緒に考え、就労先を紹介します。

◆市シルバー人材センター

問合せ ☎086-226-3100

地域包括ケア推進課 ☎086-803-1256

入会申込 おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人

仕事内容 宛て名書き、植木の手入れ、庭の草取り・草刈、簡単な大工仕事、家事手伝いなど

認知症コールセンター

問合せ ☎086-801-4165

電話で認知症に関する相談を何でもお受けします。

相談時間 月～金曜 各日10時～16時
(祝日・盆・年末年始を除く)



高齢者の医療制度

後期高齢者医療制度

→P70をご覧ください。

70歳～74歳の医療制度

加入している各医療保険の取り扱いとなります。詳しくは各健康保険の保険者へお問い合わせください。

介護保険

→P66～69をご覧ください。

在宅医療・介護

→P80をご覧ください。

地域包括支援センター

1人暮らしなどで日常生活に不安のある高齢者や、家庭で高齢者を介護している家族の人などの相談に応じています。必要な福祉・保健サービスが受けられるように、関係機関への連絡や申請手続きのお手伝いをします。

地域包括支援センター		
名称	所在地	電話番号
北区中央地域包括支援センター	北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館内	☎086-224-8755 FAX 086-224-8763
平田分室	北区平田407 ひらた旭川荘内	☎086-239-9211 FAX 086-239-9212
北方分室	北区大和町二丁目4-30	☎086-201-7201 FAX 086-201-7202
北区北地域包括支援センター	北区谷万成二丁目6-33 北ふれあいセンター内	☎086-251-6523 FAX 086-251-6524
御津分室	北区御津金川449 御津保健福祉ステーション内	☎086-724-4611 FAX 086-724-4615
建部分室	北区建部町福渡489 建部支所内	☎・FAX 086-722-3300
高松分室	北区門前392-1	☎086-287-9393 FAX 086-287-7101
中区地域包括支援センター	中区桑野715-2 岡山ふれあいセンター内	☎086-274-5172 FAX 086-274-5173
中区分室	中区赤坂本町11-47 中区福祉事務所内	☎086-206-2871 FAX 086-206-2872
高島分室	中区国府市場32-12	☎086-275-3205 FAX 086-275-3203
東区地域包括支援センター	東区西大寺中二丁目16-33 西大寺ふれあいセンター内	☎086-944-1866 FAX 086-944-1803
瀬戸分室	東区瀬戸町瀬戸45 瀬戸支所内	☎086-952-3883 FAX 086-952-3821
南区西地域包括支援センター	南区妹尾880-1 西ふれあいセンター内	☎086-281-9681 FAX 086-281-9682
灘崎分室	南区片岡159-1 ウェルポートなださき内	☎086-363-5070 FAX 086-363-5071
南区南地域包括支援センター	南区福田690-1 南ふれあいセンター内	☎086-261-7301 FAX 086-261-7303
市場分室	南区市場1-1 岡山市中央卸売市場管理棟内	☎086-239-9151 FAX 086-239-9152

よくある質問

Q 65歳になったので、国民年金を受け取りたいのですが

A 老齢基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

受給資格期間(10年以上)を満たしている人には、65歳になる約3カ月前に、日本年金機構から年金請求書が送付されますので、65歳になってから提出してください。提出する際に必要な書類は年金を請求する人の状況によって異なりますので、請求手続きをされる前に、日本年金機構のホームページをご覧ください。最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

60歳代前半の特別支給の老齢厚生年金を受けている人が65歳になったときは、65歳になる誕生月の初め頃(1日生まれの人は前月の初め頃)に、日本年金機構から送付される年金請求書を提出してください。